

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

- 1 期 日 令和5年9月8日（金）
- 2 会 場 全員協議会室
- 3 開会時刻 午前9時30分
- 4 閉会時刻 午前10時12分
- 5 出席者
- | | | | |
|----------|-------|------|-------|
| 委員長 | 松浦昌巳 | 副委員長 | 松本 均 |
| 委員 | 草賀章吉 | 委員 | 山本行男 |
| 〃 | 窪野愛子 | 〃 | 勝川志保子 |
| 〃 | 寺田幸弘 | 〃 | 富田まゆみ |
| 〃 | 鈴木久裕 | 〃 | 藤澤恭子 |
| 〃 | 藤原正光 | 〃 | 大井 正 |
| 〃 | 嶺岡慎悟 | 〃 | 安田 彰 |
| 〃 | 橋本勝弘 | 〃 | 山田浩司 |
| 〃 | 石川紀子 | 〃 | 鷺山記世 |
| 〃 | 高橋篤仁 | | |
| 監査委員 | 山下一夫 | 監査委員 | 二村禮一 |
| 監査委員事務局長 | 高鳥康文 | | |
| 事務局出席者 | 議事調査係 | 平川 陽 | |

- 6 審査事項
（1）決算審査意見書に対する質疑

- 7 会議の概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和5年9月8日

市議会議長 山本裕三様

予算決算委員会委員長 松浦昌巳

議 事

午前9時30分 開議

○委員長（松浦昌巳） おはようございます。

ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

会議に入る前に、私から 3点御報告を申し上げます。

初めに、高橋委員から遅参する旨の報告を受けております。

次に、発言の際には挙手の上、委員長の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れて発言するようお願いいたします。

次に、決算審査意見書に対する質疑については、一問一答方式で再質疑を含め 3回とします。ただし、質疑ですので、自分の意見を言う場ではないこと、監査は独立した組織であり、監査方法等について問いただすことのないよう御留意ください。

また、監査委員は守秘義務があり、内容によっては回答できない場合があります。通告外の質疑は委員長が制止する場合がありますので、御承知おきください。

傍聴の申出がありましたので、御報告申し上げます。

それでは、2の協議事項、決算審査意見書に対する質疑に入ります。

創世会、日本共産党議員団及び共に創る掛川から決算審査意見書に対する質疑の通告がありました。

それでは、創世会、橋本委員からお願いします。

橋本委員。

○委員（橋本勝弘） おはようございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まずは、執行機関としての監査委員各位の丁寧な意見内容につきましては、改めて敬意を表します。また、こうした機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、通告書の内容でございますが、財政健全化判断比率の関係の将来負担比率についてでございますが、昨年度の令和 3年度の決算意見書を見ますと、該当区分につきましては、実質公債比率は前年度から 0.3ポイント下がり 7.7%となった。起債の抑制や地方交付税措置のある地方債の活用等により、この数年間は減少傾向にあるので、引き続き健全財政に努められたいという記載になっております。この部分、意見書を見る限りは、どういった方法でというよりも、引き続き健全財政に努められたいという部分が強調されているのかなと思いました。

そして、今年の今回の意見書を見ますと、実質公債費率の 3年平均は、前年度から 0.1ポイント

下がり 7.6%となった。平成20年度以降14年間にわたり減少傾向にあるので、引き続き起債の抑制や交付税措置、利率の高い地方債の効果的な活用により健全財政に努めていただきたいと思います。さらに踏み込んだ内容となっているように読み取れます。

本市より将来負担比率の高い市であっても、必要なインフラ整備に予算を投下している事例も見られますので、本市より悪い状況のところをちょっと調べてみました。令和 4年度の市町村別の比較は秋以降に県から発表されますので、令和 3年度の状況で将来負担比率について確認してみました。

掛川市は悪い方から14番目ということで、それよりも悪い市が13あるんですが、その中から人口的に近いところですね、富士市、裾野市、袋井市、それから三島市をちょっと調べてみたんですが、この将来負担比率についての起債の抑制という記述は特にございませんで、財政健全化に努めていただきたいと思いますという記載になっております。

掛川市より悪い静岡市も調べてみたんですが、唯一静岡市はそういった記述があります。静岡市の場合は、第 3次行財政改革実施計画で、目標としている 2,900億円未満を維持している旨と、その中で起債の発行の抑制に努めるという表現がございますので、掛川市においてもこの起債の抑制、起債の発行額の目標みたいなものをもしお考えのようでしたら、御教示いただきたいと思いますということでございます。

○委員長（松浦昌巳） それでは回答を求めます。よろしいでしょうか。

山下監査委員、お願いします。

○監査委員（山下一夫） 起債の抑制目標についてですが、監査委員独自の目標はありません。

なお、意見書にも記載いたしました。本市では市債発行額を市債償還元金の額以内に抑えることを基本方針としており、基礎的財政収支は、ほぼ毎年度黒字で推移しています。また、健全化判断比率も早期健全化基準を大きく下回っておりますので、財政の健全性は保たれていると認識しております。

御質問の部分は、監査委員として財政規律に関する一般原則を述べたものであり、健全な財政状況の下で、普通建設事業等の財源として必要な範囲で起債することに異論を唱えるものではありません。

○委員長（松浦昌巳） 再質疑はございますか。

橋本委員。

○委員（橋本勝弘） 大変丁寧な説明ありがとうございました。

この健全化判断比率が、当時、平成20年から実際公表されるようになったと思いますが、当時の

状況というのは、各市町の中で大変財政状況が悪化して、それをオープンにしていけないという状況の見られる中、こういった健全化判断比率の公表を義務づけられたというふうに記載されております。

そうした中、掛川市においては、平成20年の将来負担比率においても早期財政健全化計画を策定するという、350%という額の相当低い額、それ以降ずっともう2桁台に入っておりまして、まさに掛川市は自信をもって財政健全化だというふうに言えると思います。

大変恐縮なんですけど、監査委員が一般論ということでおっしゃいましたが、この監査委員の意見というのは当然執行機関として、もう一方の執行機関の当局をかなり、その意見を遵守する、または比較的に大胆な計画を提出するという、予算提出するということに対して抑制効果もあろうかなと心配されますので、ぜひ目標数値がもし示せたらということも踏まえて、ぜひ御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（松浦昌巳） 二村監査委員、お願いします。

○監査委員（二村禮一） 先程も申し上げたとおり、令和4年度健全化判断比率は健全であると考えております。

なお、詳細は、議案書の235ページの報告第3号の裏面の健全化判断比率に対する意見を御覧いただきたいと思っております。

また、監査意見が予算編成権に抑制効果を与えるのではないかとの御発言がありましたが、監査意見は、あくまで決算に対する所見であり、具体的な政策提言ではありません。したがって、法的拘束力はなく、執行機関への権限に何ら制限を加えるものではないと承知しております。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） 再質問3回目になります。

○委員（橋本勝弘） 監査委員のおっしゃるとおりだと思いますが、総務省が出している健全化判断比率審査の中においては、健全化判断比率の着眼点はあくまでも、あれかなりいろんな指標を基に出して、間違いもあるということで、その正確性を担保しなさいということで、総務省は示しております。

掛川市の場合は、全国平均よりもまだ将来負担比率が確かに高いんですが、決して早期健全化計画出す水準の10分の1以下ということもありますし、あとやはり掛川市の特性として、非常に行政区域が広いと。1,740近くある市町村の中では、掛川市は広い面積として260番ぐらいなんです。そう考えますと、インフラ整備を含めて財政需要というのが非常に高いわけですので、そういうことも踏まえまして、引き続き適正な監査を行っていただきますようよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） 以上で、創世会、橋本委員の質疑を終了します。

次に、日本共産党議員団、勝川委員、お願いいたします。

○委員（勝川志保子） 通告書に従いまして、質疑を行わせていただきます。

まず、同じ 9ページの部分ですね。

下から 2番目の項目になっているところの課税部門の償却資産の実地調査について、少しお伺いしたいと思います。

この償却資産の実地調査、かなり前から順次行われていて、大規模な事業所から開始して、順次小さいところの調査に入っているというふうに、資産税課のほうからお聞きしております。コロナ禍でも本当、調査がずっと入り続けていて、私どももこれが税金ということで、過去に遡るように課税になるということもあって、本当に困っているよというような相談を受けたりしたことがあったものですから、この質問ちょっとさせていただくんですが、本当に今、物価高騰なんかで大変な状況になっている中でのこの償却資産の超過実地調査ということなんですが、このことで本当強化したいというような御意見が書いてあったものですから、税の公平性という立場での御意見だというのは重々周知しているんですけども、実際にこの監査をしてみて、だんだん徴収できるところの額というのは減ってきていますよね。小さいところになってきているので、新たに資産が見つかるというケースというのは、すごい額が小さくなっているような感じがするんですけども、実際の監査で御覧になった中で、やっぱり市民への過度な要求になっていないか、過年度請求も含めてのが払えなくて、結局そこを猶予してもらうとか分割納入にしてしまうとか、そういう事態も招いていないかというのがちょっと心配で、監査意見に付されているので、そこのところを少し伺いたいと思います。

全部言うんですか。

○委員長（松浦昌巳） いえ、1個ずつ。

○委員（勝川志保子） はい。お願いします。

○委員長（松浦昌巳） 回答を求めます。

山下監査委員、お願いします。

○監査委員（山下一夫） 償却資産の実地調査を行い、遡及課税することは、市民への過度な状況となっていないについてお答えいたします。

固定資産税は、実地調査を行い、国が定めた固定資産評価基準に基づいて評価を行い、賦課決定して課税する賦課課税方式を採用しています。償却資産は、土地や家屋のように登記簿がないこと

から、課税客体を把握するための手段として申告が義務づけられていますが、申告内容が適正であるか確認するため、地方税法第 408条により、課税庁に実地調査が義務づけられています。

実地調査は、国から具体的な手法が示されておらず、未実施の団体も多い中、本市では独自にマニュアルを作成し、計画的に実地調査を行っているという旨を伺いましたので、好事例として紹介した次第です。実地調査が市民に対する過度な要求となっていないかとの御質問ですが、そのような認識はありません。法令上、実地調査が自治体の義務であることは言うまでもありませんが、実地調査にはもう一つ重要な目的があると考えております。すなわち、実地調査は申告漏れや過少申告を防ぎ、公平で公正な賦課を推進し、ひいては市民の納税意識の向上を図る社会的使命を担っているという点です。

したがって、遡及課税も含め適正であると考えております。

○委員長（松浦昌巳） 再質疑はございますか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 市独自のマニュアルを作って実地調査を行っているということも把握しているよということだったんですけれども、税務署などにも市の職員がこの調査のために行って、いろんな書類を取り寄せて、そこから漏れがないかをかなり丁寧に見たりしているということも聞いているわけなんですけれども、もちろんだからこの独自マニュアルの作り方のところについても、これが市の職員の仕事として適正であるというふうに監査されているということによろしいですか。

○委員長（松浦昌巳） 回答をお願いします。

二村監査委員。

○監査委員（二村禮一） 勝川さんの御質問の内容は税務署への立入調査は適正であるかという質問だと思います。

事務の詳細は、担当課にお尋ねいただきたいと思います。

税務署における実地調査は、未申告の償却資産を把握するため、地方税法第20条の11の規定に基づき、税務署の協力を得て、確定申告の収支内訳書を閲覧し、本市の償却資産課税台帳と照合する調査です。この調査は言うまでもなく、償却資産の不申告や過少申告を防ぎ、適正かつ正確な賦課決定をする上で必要な調査であると考えております。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） 再質疑はございますか。

勝川委員。 3回目になります。

○委員（勝川志保子） そうしますと、市の独自マニュアルとして、この税務署調査を閲覧して照

合調査を行う、税務署に出向いてのこの調査というものも、監査としては評価したいというふう
に考えているという判断でよろしいですか。

○委員長（松浦昌巳） 二村監査委員。

○委員（勝川志保子） マニュアル及び調査方法です。

○監査委員（二村禮一） 税務署における調査は、あくまでも未申告の償却資産を把握するため、
地方税法第20条の11の規定に基づいて資産税課が行っているものです。繰り返しになりますが、法
律に基づいた適正な調査であると認識しております。

○委員長（松浦昌巳） 次の質問をお願いします。

○委員（勝川志保子） どうでしょう、この 2つ目と 3つ目については一緒でもという気はする
んですけども、とりあえず 2つ目の質問をさせていただきます。

117ページから 118ページにかけまして、簡易水道のことが書かれております。

この簡易水道の料金の回収率、ここを向上させるということが喫緊の課題として、117ページの
下から 6行目ですか、書かれているわけですね。

結局、この簡易水道の会計というのが赤字になっているわけなんですけれども、これがこれから
も人口減少等で増収が見込めない状態だということも書かれていて、この簡易水道の料金の回収率
の向上という言い方をされていることが、一般の水道会計、全体の水道会計、このところに料金
を合わせていくということを提言していることになるのかなというふうにはちょっと読めたんですが、
そのところの監査としての御意見の確認をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（松浦昌巳） 回答をお願いします。

山下監査委員。

○監査委員（山下一夫） 簡易水道における料金回収率の向上についてお答えいたします。

料金回収率は、料金水準の妥当性を示す指標で、100%を上回る場合には、料金体系が健全であ
るとされています。

令和 4年度は、供給単価が 128円 9銭、給水原価が 173円87銭で、73.7%でした。つまり、1立
方メートル当たり26.3%、45円78銭の赤字が発生している計算になります。

経営状況を改善するためには、料金回収率の黒字化、すなわち給水事業に要する経費の全額を水
道収益として回収する必要がありますが、人口減少や施設の老朽化に伴う修繕の増大など、今後の
状況を鑑みると、料金回収率の大幅な改善は見込めないため、将来的には料金改定も含めた検討が
必要であると思われます。

なお、一部の簡易水道において、料金体系が上水道の水道料金と異なることは承知しております

が、市内全域の料金体系の統一といった具体的な政策は念頭にありません。あくまで、監査委員として令和 4年度決算に対する総括的な意見を述べたものですので、御理解いただきたいと思います。

○委員長（松浦昌巳） 再質疑はございますか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 今のお話で、将来的にどう考えていくのかということを書いたんだよというのの分かりました。

簡易水道の維持というのは、簡易水道自体が非常に、水道事業をやっていく上で難しい山間部であるとかいろんなところであって、でも非常に、水という絶対に供給しなくてはならないという、そういう内容のものであって、地域の方たちもこの簡易水道の維持に関してはいろんな努力をされている、整備とか日常のメンテナンスとかのところでもいろいろしていただいているというふうにも認識しているものですから、そういうことも配慮しながらとかという言葉がないと、この監査意見、先ほど監査のほうで言われたような、健全化するの100%で、今73.7%の赤字経営になるよということだけを出してしまうと、そういうのへの配慮がなくなるんじゃないかなという心配も感じて質問させていただいたんですが、監査委員としてはその辺のことについてはどう考え……。もう財政的なことだけという……。

○委員長（松浦昌巳） よろしいですか。

二村委員、お願いします。

○監査委員（二村禮一） 私たちは令和 4年度決算について監査をしているわけで、将来的な経営状況の見通しまでも含んで意見を述べているわけではありません。現在の厳しい経営状況を述べた上で将来的には料金改定を含めた検討が必要であると指摘しているわけです。

また、総務委員会では、本年度、上下水道の在り方を提言としてまとめようという方針ですので、その中で検討がされていくものと理解しております。

○委員長（松浦昌巳） 再質疑はございますか。

○委員（勝川志保子） いいです。

○委員長（松浦昌巳） では、次の質問をお願いします。

○委員（勝川志保子） 同じように、118ページから120ページにかけて、公共下水道事業及び農業集落排水事業についても言及があるわけなんですけど、118ページの一番下の行、使用料収入の不足額を一般会計からの負担金で賄う経営状況に変化は見られなかったという記述があります。119ページの農業集落排水のところでも、一番下のところで、一般会計からの負担金、補助金で補填する厳しい経営状況となっていると。使用量の徴収率の向上など営業収益の確保と、さらなる経費の

削減に努められたい。120ページで、計画的な財政運営とともに、持続可能な資産管理をというような言い方がされております。

確かにこのとおりなんですが、一般会計からの負担金を入れていくということですよ。繰り出してやっていくということに対して、監査委員さんとしては、経営状況をよくないというふうに考えているという監査意見になるのかどうかをちょっと確認させてください。

○委員長（松浦昌巳） 回答をお願いします。

山下監査委員。

○監査委員（山下一夫） 公共下水道事業等における繰入れの是非についてですが、地方公営企業法第17条の2第2項は、地方公営企業会計においては、その経費は一般会計で負担すべきものを除き、当該地方公営企業の収入をもって充てなければならないと定め、政令で定める一部の経費を除き、独立採算制により運営することとされています。

公共下水道事業等は、建設改良工事に要する経費が多額に上り、投資に対する経費の回収が困難であるため、経費回収率や営業収支比率が赤字となる傾向が強く、赤字額を一般会計からの繰入れで補填している状況にあります。これは多くの自治体に共通する傾向でもあり、一般会計からの繰入れで賄う起債の償還が完了するまではやむを得ないと認識しています。

ただし、地方公営企業法に掲げる経営原則に照らせば、一般会計からの繰入れは好ましくありませんので、引き続き営業収益の確保と、より一層の経費節減に努めていただきたいと思います。

なお、先程も申し上げましたとおり、監査意見は、あくまで関係法令や監査基準に基づく監査委員の所見であります。何とぞ御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） 再質問はありますか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） では、確認をもう一回だけさせてください。

119ページの上のほうにあります経費節減と経営の効率化を図り、経営基盤の強化……ごめんなさい、その前だ、未収金の早期回収などの使用料収入の確保に取り組むとともに、さらなる経費節減と経営の効率化を図るといふ、この言い方のところの部分に、今おっしゃったように、やはり多くの自治体で赤字が多い経営が続いている状況をも加味しながらという意味で、一定やむを得ない部分はあるんだけどもというニュアンスを含めての文言だというふうに読み取ってよろしいですか。

○委員長（松浦昌巳） 回答をお願いします。

二村監査委員。

○監査委員（二村禮一） 先程申し上げたとおり、一般会計からの繰入れで賄うべき起債の償還が完了するまではやむを得ないと認識しております。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） 再質問ございますか。

よろしいですか。

以上で、日本共産党議員団、勝川委員の質問を終了します。

次に、共に創る掛川、鈴木委員、お願いします。

○委員（鈴木久裕） 4項目で、まず1項目めですけれども、9ページの20行目にあります計画的な財政運営に取り組んでいただきたいとあるところですが、今後当然見込まれる中で、小中一体校整備とか新ごみ施設建設を進めるに当たり、この3指標、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率等の指標について、最大でどの程度が妥当というような押さえがあればということで、所見を伺いたいと思います。

○委員長（松浦昌巳） 回答をお願いします。

山下監査委員、お願いします。

○監査委員（山下一夫） 経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率の3指標の妥当性の目安についてですが、先程の創世会に対する回答と重複しますが、監査委員独自の目安はありません。

なお、3指標のうち、実質公債比率と将来負担比率については、財政健全化法に定めがあります。実質公債費率は、18%以上になると起債に当たり国の許可が必要となり、早期健全化基準の25%以上になると財政健全化計画の策定が義務づけられます。同様に、将来負担比率は、350%以上になると財政健全化計画の策定が義務づけられます。

本市の場合、実質公債費率は7.6%、将来負担比率は20.4%で、いずれも早期健全化基準を大きく下回っておりますので、問題はありません。

経常収支比率については、法令上特に制限はありません。令和4年度の経常収支比率は86.8%で、前年度から6.7ポイント上昇しましたが、本市の場合は、ここ数年間おおむね80%後半で推移していることから、大きな変動はなく、財政硬直化は認められません。単純には比較できませんが、令和3年度の県内の市の平均85%と比較しても、特に問題は認められません。

なお、より詳細な財政分析については、財政課にお尋ねいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） 再質疑はございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） そのぐらいしかお答えいただけないだろうということで、これ監査に聞くのもある意味無理な話で、これから議会と執行部でしっかり議論しながら探っていくといかないといけない話なんですけれども、いずれにしても、今から小中一体校整備というのは非常に大きな問題なので、そのところでどのぐらいまで飲み込んで頑張っていくかかってかなり議論しなきゃいけない話で、中長期的な財政計画というのは必要になってくるんだよと思いますが、これは私の思っていたということだけで、これについては12月の代表質問等で取り上げていきたいとは思っていますので、今の答えは結構です。

次行きます。

○委員長（松浦昌巳） 2つ目、お願いします。

○委員（鈴木久裕） 10ページの7行目ですけれども、職員が互いに能力を高め合える組織文化、このことに具体的提案があればお伺いしたいと思います。

○委員長（松浦昌巳） 回答をお願いします。

山下監査委員。

○監査委員（山下一夫） 職員が互いに能力を高め合える組織文化についてお答えします。

職員による不適切事務や不祥事を防ぐための対策としては、短期的にはアクションプランの策定など、再発防止策の実施が効果的ですが、長期的視野に立ち、真に法令遵守が根付いた市役所を実現するためには、高い倫理観と職務に対する意欲ある職員の育成が必要になります。そして、その前提となるのが、職員が互いに能力を高め合える組織文化の醸成であると思います。

さて、具体例ですが、1つ目は、職員一人一人がOJTや各種研修会等を通じてスキルアップすること、2つ目は、職員同士が知識や技術を共有し、知恵を出し合って生産性を高めること、3つ目は、職場内の風通しを良くし、職員がお互いを認め合い、やりがいを持って職務に専念できる環境を築き上げることです。職員全員がウェルビーイング、いわゆる満足感や幸福感を実感し、最高のパフォーマンスを発揮できる雰囲気組織文化として定着していけば、不適切事務や不祥事の根絶に近づいていくものと思います。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） 再質疑はございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 今のお答え、ありがとうございました。

実感として監査やっていて、もし感想があればですけれども、職員をどちらかというと自然体、

それから業務全体、いろんなこと見ながら、外向きにやっているか、ちょっと内向き志向になっているような気がするか、監査やっっているの感想はどちらかということで、もしあればお聞かせいただければと思います。

○委員長（松浦昌巳） 御回答できますか。

二村委員。

○監査委員（二村禮一） 職員が内向き志向であるか外向き志向であるかは部署によって異なると思います。

申し訳ありませんが、先程述べた回答について少し補足させていただきます。

職員が互いに能力を高め合える組織文化については、本年度、人事課ができましたので、人事課が中心となって企画立案をしていくと思われませんが、例えば、職場内で定期的に勉強会を行う、財務事務や文書事務等の基本的事項について制度所管課の職員による研修会を行う、その道のプロや先進自治体の職員を招いて講演会などを行うことなども具体策として考えられます。

○委員長（松浦昌巳） 再質疑はございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） ありがとうございます。

そのとおりで、今本当に会計担当も文書担当も、人事、服務厚生等も研修やっていないもので、それでやっているというのは全くおっしゃるとおりだと私も思っておりまして、その辺の重要性について、また事あるごとに、監査委員のほうからも御指摘をいただけるようであればいただければ、それはそれでありがたいかなと思ひまして、次に行きます。

○委員長（松浦昌巳） 3番目。

○委員（鈴木久裕） 今年から、議会制財産区の会計を監査していただいたところ、課題として見受けられたという表現がありましたけれども、具体的にはどんな、我々議会制財産区全く分からないものですから、そのあたり具体的にあれば教えていただければと思います。

○委員長（松浦昌巳） 回答をお願いします。

山下監査委員。

○監査委員（山下一夫） 議会制財産区の課題についてお答えします。

議会制財産区については、令和4年度から設置条例や特別会計条例が施行され、財務会計処理が法令や市の例規に準拠して行われるようになり、財政運営の透明性が格段に向上しました。

議会制財産区の課題に関する御質問ですが、現在、財産区を取り巻く状況は、議会制、管理会制を問わず、大変厳しい状況にあると思われまます。具体的に申し上げますと、人口減少や世代交代に

よる価値観の変化に伴い、山林管理等の担い手が不足していること。区域内人口の減少に伴い、区民の負担の増大が懸念されること。木材需要の減少等に伴い、財産収入が減少していること。最近頻発化する台風被害等により、災害復旧費の支出が増加傾向にあることなどが主な課題と言えます。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） 再質疑はございますか。

○委員（鈴木久裕） 答弁で、議会制の財産区、最初条例化するとき、もしくは整備するとき、おらのことに何で今頃口突っ込むのだという、そんな関係のところもあったかと思うんですが、これは条例で設置されたので、ちゃんとしたものとして情報公開とかちゃんとしていかないといけないと思うんですけれども、やっぱり議会制の財産区の会計とかについては、どういうところで報告がされるんですか。

○委員長（松浦昌巳） だんだんちょっとずれてきているかもしれませんが、御回答ができなければ結構です。

二村監査委員。

○監査委員（二村禮一） 議会制財産区の決算については、各財産区の議会に意見書を提出してあります。

○委員長（松浦昌巳） 再質疑はいいですか。

○委員（鈴木久裕） 分かりました。それこそ、情報公開されてオープンになっていけば、だんだん議会制のところも認識されると思うので、それはそれで時間をかけていけばいいというふうに思っておりますので、次に行きます。

○委員長（松浦昌巳） 4番目。

○委員（鈴木久裕） 116ページの水道の関係ですけれども、料金改定について少し言及がありましたが、いつ頃というか、今の状況で言うとどんなぐらいがポイントで来ると思っているか、いつ頃が望ましいと考えているか、そのあたり所見があれば伺いたいと思います。

○委員長（松浦昌巳） 回答をお願いします。

山下監査委員。

○監査委員（山下一夫） 水道料金改定の時期についてですが、1項目の回答と同様に、具体的な時期は念頭にありません。意見書に記載したとおり、水道事業会計は、ここ数年間は安定した経営状況を維持してきましたが、電気料金等の経費増大や大口事業者の水量減少により、令和4年度決算は、営業利益が平成28年度以来の赤字を計上したことに加え、料金回収率も減少傾向にあるため、料金改定も含めた中長期的な経営の健全化の必要性について意見を述べました。

なお、料金改定に関する具体的な検討は、今後の水需要や財政状況の見通し等を踏まえ、その是非も含め、水道事業管理者が判断すべきものと認識しておりますので、具体的な時期等については回答を控えたいと思います。どうか御理解いただきたいと存じます。

○委員長（松浦昌巳） 再質疑ございますか。

○委員（鈴木久裕） 結構です。ありがとうございました。

○委員長（松浦昌巳） 以上で、共に創る掛川、鈴木委員の質問を終了します。

それでは、以上で予算決算委員会を終了します。

御苦労さまでした。

午前10時12分 閉会